

住生活安定向上施策推進会議の設置について

平成24年6月26日

関係省庁申合せ

- 1 住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）に基づき、関係省庁間の緊密な連携・協働により、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活安定向上施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成員は、関係省庁の局長又は局長に準ずる以下の者とする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加又は変更し、また、構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 内閣府大臣官房総括審議官
 - 警察庁生活安全局長
 - 消防庁次長
 - 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
 - 林野庁次長
 - 経済産業省製造産業局長
 - 環境省総合環境政策局長
 - 国土交通省土地・建設産業局長
 - 国土交通省都市局長
 - 国土交通省住宅局長
- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会の構成員は別紙のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加又は変更し、また、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 推進会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、国土交通省住宅局において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙) 住生活安定向上施策推進会議幹事会構成員

内閣府大臣官房企画調整課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

消防庁総務課長

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官

林野庁林政部木材産業課長

経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長

環境省総合環境政策局環境計画課長

国土交通省土地・建設産業局企画課長

国土交通省都市局総務課長

国土交通省住宅局住宅政策課長

(参考) 住生活基本法 (平成十八年六月八日法律第六十一号)

第4章 雑則

(住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表)

第21条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。